

出生前の施設(事業)利用申請に関する誓約書兼同意書

※以下に記載の誓約及び同意事項をよくお読みのうえ、ご署名をお願いいたします。

誓約及び同意事項	
1	出生届を提出した際は、速やかにこども家庭課（※）に連絡します。
2	出産後、子の疾病等が分かり、集団での保育または、日々通園が難しいと考えられる場合には、利用前に必ずこども家庭課（※）に相談します。
3	施設（事業）利用の内定後、次の（１）または（２）に該当する場合は、内定が取り消しとなることに同意します。 （１）利用開始月の１日において、子が満３か月を経過していない場合。 （例：利用開始月が４月の場合は、前年１２月３１日までに出生していること。） （２）産後休業（育児休業を含む）からの復職予定（就労）として支給認定を受け、産休明け保育の利用を希望し、かつ、利用開始月内において、子が出生日から５７日未満である場合。 （例：利用開始日が４月中であっても、３月５日以降に出生した場合） ※ 産休明け保育は出生後、５７日目（出生日は０日目として数える）から保育を利用できる制度で、就労をしている方が対象になります。 （利用できる施設は保育園（所）及び認定こども園のみとなります。）

（※）内定前は、第１希望の保育園等が所在する区のこども家庭課、内定後は内定保育園等が所在する区のこども家庭課が連絡・相談先となります。

（あて先）千葉市長

私は、 年 月 日からの施設（事業）の利用申請にあたり、上記事項について誓約し、同意します。

（署名欄）

誓約及び同意年月日

年 月 日

住所 千葉市 区

保護者氏名